新年明けましておめでとうございます。

昨年はアンケートをはじめとして国交管ユニオンの運動への ご理解とご協力をいただき、ありがとうございました。

管理職員の皆さまにおかれましては、年末年始に日本列島に押し寄せた寒波の影響で、それぞれの部署で奮闘され、ゆっくり正月を過ごせなかった方もたくさんおられると思います。本当にお疲れ様でした。



さて昨年を思い返せば、4月期人事ではそれまでは当然視され"悪しき慣習"となってきた勧奨退職を前提とした人事管理の流れが大きく崩れ去った、言わば歴史的転換点の出来事がありました。業務執行においては、維持管理費が大幅に減らされて、適正・適切な維持管理が出来ずに、苦情対応に大わらわと言った状況がありました。

それと何と言っても、国の出先機関の廃止と権限の移譲を進める「地域主権戦略会議」が、改革の工程を示す「アクションプラン(案)」を決定し、関連法案を2012年の通常国会に提出し、2014年度中に事務・権限の移譲を行うというスケジュールが出来上がってしまったことです。

国交管ユニオンは1998年に結成してから今年で13年目を迎えます。結成時は262名だった組合員は600名近い組織となり、無権利状態で当局に意見さえ言うことができなかった管理職員の権利と利益をまもり発展させる役割を十二分に果たしてきました。

出先機関の廃止と権限の移譲に向けての流れは確実に動いています。私たちは国 土の保全や国民の安全と安心をまもるのは国の責務だと考え、昨年来から地方議会 への請願行動などを行い、多くの自治体で賛同の声を頂いています。

今年は一斉地方選挙が行われる年でもあり、さらに幅広くより多くの地方議会へ私たちの声を届けることが出来れば、"応援団の輪"がもっと広がることとなります。

ところで、国土交通省内の一般職員で組織する労働組合は、今年の大会で組織統一することが決定されています。省内に大きな影響力を持つ一大勢力となり、要求実現に向けた運動も大きく飛躍することを願っている一方で、私たちの組織も「国土交通省管理職ユニオン」との名称であり、旧建設省内のみにとどまらない、省内の管理職員全体を視野に入れ、ウイングを広げての組織活動と組織拡大を進めて行ければと考えています。

ユニオン運動に対し、皆さま方のさらなるご理解とご協力を頂くことにより、 管理職員の悩みや要求を解決できる力も倍増することとなり、その力を糧に何とし ても組織と処遇を前進させる1年とすることを決意し、2011年の年頭にあたっ てのご挨拶とさせていただきます。

国土交通省管理職ユニオン 中央執行委員長 岡村昌美



NO.165 2011.1.20

発行

国土交通省管理職 ユニオン

所在地

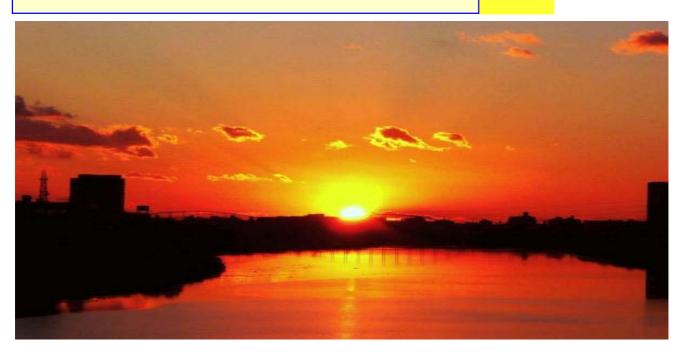
東京都千代田区霞ヶ 関 2-1-2 中央合同庁 舎 2 号館

TEL 03-3509-1138 E X-1

k-union@alpha.ocn. ne.jp

ホームページ

http://www7.ocn. ne.jp/~k-union



ョンブ

移讓範 期 実現 井 をム 眀

具体的身分保障 人員移譲

っては「出先機関単位で全 の方向 移譲する仕組み」とし、移 意思統一できたところから 斉にこだわらず、「広域で とを基本に」全国一律・一 ての事務権限を移譲するこ 事務・権限の移譲に当た 切 領無し

ているだけで、具体的な身 的な体制を整備」するとし る」とし、「総合的な調整 扱に係る所要の措置を講ず 譲対象機関の職員の身分取 分保障の在り方などは一切 係者により構成される横断 を行うため、国と地方の関 職員、財源については、移

要な財源を確保することと れる事務・権限の執行に必 示していません。 財源についても「移譲さ

原則廃止に向けて~」を閣議決定しました。決定では出先機 し」「ブロック単位で大幅 会に提出、26年度中に移譲を目指すとしています。 実施体制を作る、そのために必要な法整備を24年の通常国 関の事務・権限をブロック単位で移譲を推進するため広域的 政府は昨年12月28日「アクションプラン~出先機関の 示していません。る」と、具体的保障は何も 税源移譲についても検討す な移譲が行われる場合は、

《移譲は横断的な調整体制整備

26年中に移譲目指す

24年法案提出、

道路・河川の移譲 くこと」を明記 町村の意見を聞 に当たっては「市

していますが、河川、道路的に取り組んでいく」 との拡大も含めて.......積極 が戦略会議の(案)から追 とも「移管に際しては関係 別協議に基づく移管が早期 基本とし」、それ以外も「 ものについては原則移管を ローワークをあげていま として直轄道路、河川、 要望している事務・権限」 加されています。 市町村の意見を聞く」こと に実現するよう、その対象 つの都道府県内で完結する す。直轄道路、河川とも「一 地方自治体が特に移譲を 個

> 道路、河川の移譲方針とは 体が運営協議会の設置など す。 大きな違いを見せてい て検討する」となっており、 分検証し、権限移譲につい い」、「その成果と課題を十 該一体的運営を3年程度行 により一体的に運営し、当 ハローワークは国と自治

滑かつ速やかに実施するたそして、これらの移譲を、円 います。 会議の下に設ける」として めの仕組みを地域主権戦略

ったことは、 この閣議決定で明確にな

道路、河川はこれに先行 提出、26年度中に移譲 24年通常国会に法案 ブロック単位で移譲

に突入したと言えます。 と言うことで、新たな局面 して移譲

十分な協議・調整を行うと 譲を受けようとする地域と

しています。

ます。 少なくない自治体から請願 願などを進めていますが、と各地で宣伝、地方議会請 国の責任を放棄するもの」 先機関廃止は「国民を守る ユニオンは地域主権・出 賛同が寄せられてい

> 状況の整理」を公表しまし 齢期雇用問題に関する検討 人事院は昨年12月「高

> > によれば、人事院のこれ この「...検討状況の整理

しのです。

ゼロとなるため、雇用と年年度退職者から年金支給が これは年金の支給開始年齢 たもので、 心にその制度を検討してい め、人事院が定年延長を中 金支給の連携をはかるた 引き上げに伴い、平成25 昨年の勧告では 2010年

ました。 対して具体 かにしてい 予定を明ら 的意見の申 中に政府に し出を行う 今回「...

期の賃金水 も含む高齢 定年延長時 ものの是非 年延長その ったのは定 整理」とな 検討状況の

準、役職定

労働組合な 年制のあり どで多くの 府、各省庁、 方など、政 日の支部委員長・中執合同

が必要と判断)、対象官職、可否 (人事院は導入の検討 ットを示しています。 れぞれのメリット、デメリ 年齢などの論点を示し、 案)などを例示しています。 0歳前後で給与を連続」(B 与カーブ全体を見直し、6 程度引き下げ」(A案)「給 て「60歳以降給与を相当 うことが適当と判断」とし て「段階的な定年延長を行 雇用と年金の連携方策とし での検討状況を示すと共に また、役職定年制導入の

要求を反映させよう 事院に職場の意見

約、人事院に反映する予定 意見を集約してきています ケートなどを通じ、一定の 組合です。これまでにアン 職員を組織する唯一の労働 細は人事院HPを参照) 出」を求めています。(詳 2月半ばを目途に意見の提 し、「各府省、職員団体に 有識者からの意見を列挙 係者 (各省庁、職員団体) ユニオンは該当する管理 そしてこれらに関し、 改めて意見・要求を集 具体的には2月5

事院が

た自治体、住民と力を合わ

奮闘が求められます。

いよいよ正念場、こうし

6 0歳以降の質

意見があ 構築をはか り、再度意 ろうとする をまと

会議に持ち寄ります。是非、